

ふれあい福祉相談

場所 ふくしの駅（中央3-13-5）

問い合わせ ふれあい福祉相談センター

☎ 22-8986 ※祝日は休みです。

相談内容	日	時間帯
◎一般相談 (どんな相談でも)	毎週月～金曜	8:30～17:00
◎ボランティア相談 (活動希望・援助依頼等)		
税金相談	毎月第1金曜	10:00～15:00
◇不動産相談	毎月第3水曜	
◎障害児者相談	毎月第3木曜	
保険・年金相談	毎月第4水曜	
◎女性相談	毎月第4金曜	10:00～16:00
*法律相談	毎月第2金曜	

◇9・11月は司法書士が応相談。

◎電話による相談も可。

*法律相談は予約制。月初めから受付。

無料で相談は一人1回です。

行政相談

国の行政への苦情や相談を受け付けます。

問い合わせ 行政相談委員 黒崎 耕二
(忠海中町) ☎ 26-0607

県民相談

日時 毎週水曜日 9時15分～12時、13時～16時

場所 広島県東広島庁舎1階(東広島市西条昭和町13-10)

問い合わせ 西部地域県民相談室東広島支所 ☎ 082-422-6911

地域包括支援センター

相談内容	曜日	時間
高齢者 総合相談	月～金	8:30～17:30 (土・日曜日は、要望により対応)
介護家族 相談会	偶数月の 第3火曜日	13:30～15:00

場所 ふくしの駅(中央3-13-5)

問い合わせ 地域包括支援センター ☎ 22-5494

いのちのホットライン竹原

場所 たけはらふれあい館

(中央二丁目4-3) 9時～18時

※7/14・8/13～16は休館します。

問い合わせ いのちのホットライン竹原 ☎ 22-9102

出張年金相談日

日時 7月10日(水) 10時～15時30分

場所 福祉会館2階会議室

問い合わせ 呉年金事務所 ☎ 0823-22-1691

特設登記・人権相談所

日時 7月18日(木) 10時～12時、13時～15時

場所 人権センター

問い合わせ 広島法務局東広島支局 ☎ 082-423-7707

車上ねらいに注意!

市内で、車上ねらいや車等の器物損壊が発生しています。

被害にあわないために、人通りの少ない場所には車を停めない・車の中には貴重品を置かない・車の窓から見える場所にカバン等を置かないなど、被害防止に努めましょう。

問い合わせ

まちづくり推進課生活環境係 ☎ 22-2279

竹原警察署 ☎ 22-0110

休日納税相談窓口を開設します

何らかの事情で納税が難しい場合は相談を受け付けますので、ご利用ください。

日時 7月7日(日) 9時～17時

夜間窓口も利用できます

事前に連絡をしていただければ、税金に関する相談を平日の20時まで(要相談)受け付けますので、ご利用ください。

場所 税務課(本庁1階)

問い合わせ 税務課 ☎ 22-7732

消費生活相談室便り
～ヤミ金融からの強引な請求～

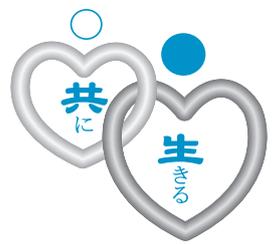
相談内容

生活費が不足し、インターネットで見つけた貸金事業者に融資を申し込んだ。5万円の借入れを申し込んだが、手数料として2万円差し引かれ、銀行口座に3万円振り込まれた。また申し込みの際「信用のため」といい、会社の電話番号や家族の個人情報、携帯番号も聞かれた。1週間たって7万円を返済するよう迫られたが用意できそうにない。明日までに用意できないと会社に電話すると言われ困っている。

アドバイス

法律を無視した高金利で融資を行う無登録の金融業者はヤミ金融と呼ばれています。出資法では、上限20%を超える金利で業として貸付を行うと刑事罰が科され、貸金業法では、無登録業者でも109.5%を超える利息での契約は無効と定められています。貸金業者がヤミ金融かどうかは、①違法な金利ではないか、②事業者として財務局長または都道府県知事の登録を受けているか(広告表示では事業者名や登録番号の記載が必要です)、をチェックしてみましょう。不審に思った場合は事業者から脅されても支払わずに、まずは相談室か警察へすぐにご相談ください。

相談窓口 消費生活相談室 ☎ 22-6965



「個人情報」を守るために

個人情報が狙われている

「個人情報」とは、名前、住所、年齢、電話番号、職業、所得など個人を特定することのできる情報のことです。

全国で、業者等が保有する顧客情報が大量に流出する事件や、一部の司法書士や行政書士などが、その立場を悪用して戸籍謄本などの個人情報を不正に取得する事件が後を絶たず起きています。

これらの事件は、本人の知らないところで個人情報が不正に取得され売買されることによって、覚えのないダイレクトメール（広告郵便）が送り付けられたり、就職や結婚の際の身元調査や高齢者を狙う詐欺に悪用されたりするなど、被害を及ぼします。これらは、重大な人権侵害につながることもある深刻な問題です。

個人情報を守る法律や条例

個人情報を守るため、平成17年に「個人情報の保護に関する法律」が制定されました。その中では、①利用目的をはっきりさせること、②他の目的で使わないこと、③同意なしに他に提供できないことなどのルールが定められています。

本市でも、個人情報を守り、市民一人ひとりの基本的な人権を擁護することを目的に、平成19年に「竹原市個人情報保護条例」を制定しています。

また、大切な個人情報を、なりすましにより第三者が不正に取得することを防ぐため、各種証明書等の交付申請や届出の際には、窓口に来られた人に対して本人を確認できる免許証や書類等の提示を依頼しています。

しかし、個人情報を、法律や条例などのルールだけで守ることは、大変困難です。

私たちができること

個人情報が漏れる原因は他者だけでなく、自分の望むサービスを受けたり物を購入する際に記入するアンケートや会員登録など、無意識のうちに自ら情報を漏らしていることもあります。自分の情報について、どこまで相手に知らせ

るべきなのか関心を持つことが大変重要です。

また、差別につながる身元調査を他者に依頼しないことも、大切ですよ。

個人情報の管理

自治会や学校での名簿や災害が起きた時のための名簿など、個人情報を集めて活用することが有効な場合もあります。

個人情報を適正に保護しながら上手に活用するためには、私たち一人ひとりが、個人情報の管理や使い方について理解を深めるとともに、自分自身はもちろんのこと、周りの人の個人情報にも注意を払い、大切に扱うことが不可欠です。

人権標語・男女共同参画標語を募集します

市民一人ひとりの人権が尊重され、豊かで明るい、生きがいのある社会の実現に向けて、広く市民から人権標語・男女共同参画標語を募集します。

採用作品は今後の人権啓発に活用させていただきます。

募集作品

標語（応募用紙等は自由）

※ただし、人権標語か男女共同参画標語か作品ごとに明記してください。

テーマ

- ・言葉やあいさつの大切さ
- ・平和に関すること
- ・家族や友だち、命を大切にすること
- ・男女がたすけあい、個性や能力を発揮できる社会づくりを呼びかけるもの
- ・その他、自分が「こうしたい」「こう思う」「こう変えたい」などの思いを込めたもの

応募方法

9月6日(金)までに、作品に住所・氏名・電話番号を記入のうえ、人権推進室（〒725-8666 住所不要）へ。

☎ 22-7736